

一般社団法人日本部活指導研究協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人日本部活指導研究協会と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都板橋区中台3丁目27番C607号に置く。

(目的)

第3条 当法人は、部活動を活性化させ、部活動が果たすことのできる役割を最大限に發揮させるための活動を行い、もって国民の心身の健全な発達に寄与し、又は豊かな人間性を涵養することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 部活動指導者間のネットワーク構築
- (2) 部活動指導者に対する情報提供
- (3) 部活動指導者に対する講習会の開催
- (4) 部活動参加者に対する情報提供
- (5) 部活動参加者に対する講習会の開催
- (6) 部活動指導者の認定
- (7) 部活動指導者の派遣
- (8) 部活動に対する調査研究
- (9) 部活動に関する刊行物の発行
- (10) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(公告)

第4条 当法人の公告は、官報に掲載する方法による。

第2章 社員

(種別)

第5条 当法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という）に規定する社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同し入会した者
- (2) 一般会員 当法人が実施するサービスの提供を受けるために入会した者
- (3) 賛助会員 当法人の事業を援助するために入会した者

2 当法人の正会員もしくは賛助会員となるには当法人所定の様式による申込をし、理事長の承認を得るものとする。なお、一般会員については当法人所定の様式により申込を行うことをもって入会の承認とする。

(社員の資格喪失)

第6条 社員は、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (4) 1年以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。
- (6) 総社員の同意があったとき。

(退社)

第7条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第8条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をしたとき、又は本定款その他の規則に違反するなど社員としての義務に違反したときは、法人法第49条第2項に定める社員総会の特別決議によりその社員を除名することができる。

(社員名簿)

第9条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

第3章 社員総会

(社員総会)

第10条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(構成)

第11条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

(招集)

第12条 社員総会の招集は、理事が過半数をもって決定し、理事長が招集する。ただし、正会員の全員の同意がある場合には、書面又は電磁的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続を省略することができる。

2 社員総会の招集通知は、会日より5日前までに各正会員に対して発する。

(決議の方法)

第13条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席正会員の議決権の過半数をもってこれを行う。

2 総正会員の5分の1以上の正会員は、理事長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

3 第1項の規定にかかわらず、次の決議は、特別決議として、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 定款の変更
- (3) 解散
- (4) その他法令で定めた事項

(議決権)

第14条 各正会員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第15条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。理事長に事故があるときは、当該社員総会で議

長を選出する。

(代理)

第16条 社員総会に出席できない正会員は、代理人に議決権の行使を委任することができる。

(決議及び報告の省略)

第17条 理事又は正会員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があつたものとみなす。

2 理事が正会員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を社員総会に報告することを要しないことにつき正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の社員総会への報告があつたものとみなす。

(議事録)

第18条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第4章 役員

(員数)

第19条 当法人に、理事3名以上を置く。

2 理事のうちから、代表理事1名を定め、代表理事をもって理事長とする。

3 理事のうちから、副理事長、専務理事及び常務理事各若干名を定めることができる。

(選任等)

第20条 理事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

2 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、理事の互選によって定める。

3 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

(理事長の職務権限)

第21条 理事長は、当法人を代表し、当法人の業務を統括する。

(任期)

第22条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事は、辞任又は任期満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(役員の報酬等)

第23条 役員の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議をもって定める。

(取引の制限)

第24条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合には、社員総会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

(責任の一部免除)

第25条 当法人は、役員の一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、社員総会の特別決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(顧問、特別顧問、相談役)

第26条 当法人に顧問及び特別顧問並びに相談役を置くことができる。なお、顧問及び特別顧問並びに相談役の人数は理事長が定める。

- 2 顧問及び特別顧問並びに相談役は、理事の推薦により、理事長が委嘱する。

3 顧問及び特別顧問は、当法人の運営に関して、理事長の諮問に答え、又は理事長に対し意見を述べる。

4 相談役は、当法人の運営に関して理事長の諮問に答える。

(顧問、特別顧問、相談役の任期)

第27条 顧問及び特別顧問並びに相談役の任期は、委嘱後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会終結時までとする。ただし再任を妨げない。

(顧問、特別顧問、相談役の報酬)

第28条 顧問及び特別顧問並びに相談役は無報酬とする。ただし、理事長の判断により必要な経費を支給することができる。

第5章 基金

(基金の拠出)

第29条 当法人は、社員又は第三者に対し、一般法人法第131条に規定する基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の募集)

第30条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、理事長が決定するものとする。

(基金の拠出者の権利)

第31条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない。

(基金の返還の手続)

第32条 基金の拠出者に対する返還は、返還する基金の総額について定時社員総会における決議を経た後、理事長が決定したところに従って行う。

第6章 計算

(事業年度)

第33条 当法人の事業年度は、毎年6月1日から（翌年）5月31日までの年1期とする。

（事業計画及び収支予算）

第34条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに理事長が作成し、直近の社員総会において承認を得るものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、社員総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

（剰余金の分配の禁止）

第35条 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第7章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第36条 本定款は、社員総会の特別決議をもって変更することができる。

（解散）

第37条 当法人は、次の事由によって解散する。

- (1) 社員総会の特別決議
- (2) 社員が欠けたこと
- (3) 合併（合併により当法人が消滅する場合に限る）
- (4) 破産手続きの開始
- (5) その他法令で定める事由

（残余財産）

第38条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体、公益社団法人若しくは公益財団法人、又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又に贈与する。

第8章 附則

(最初の事業年度)

第39条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成28年5月31日までとする。

(設立時の理事、代表理事及び監事)

第40条 当法人の設立時の理事及び理事長は、次のとおりである。

設立時理事 高野 泰

設立時理事 高橋 泰洋

設立時理事長 中屋 晋

(設立時の社員の氏名又は名称及び住所)

第41条 当法人の設立時の社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

東京都板橋区中台3丁目27番C607号

中屋 晋

東京都足立区千住橋戸町44番1号シティハウス千住大橋ステーションコート601

高野 泰

東京都板橋区志村三丁目16番8-604号

高橋 泰洋

(法令の準拠)

第42条 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令によるものとする。

以上、一般社団法人日本部活指導研究協会設立のためにこの定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成27年6月30日

- 設立時社員 中屋 晋
- 設立時社員 高野 泰
- 設立時社員 高橋 泰洋